

## 県民の皆様・事業者の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、全国的に、感染力の非常に強いオミクロン株の影響により感染者が急増しています。

本県においても、近隣県等の急速な感染拡大の影響が及ぶことが懸念されるとともに、県内全域で感染が拡大し、医療提供体制への負荷が高まりつつあることから、昨日、国において、本県への「まん延防止等重点措置」の期間延長が決定されました。

こうした状況を踏まえ、現在実施している感染拡大防止集中対策の一部を変更し、県内全域を措置区域として、2月1日から20日まで、期間を延長して実施することとしました。

県民・事業者の皆様には、ご負担をおかけしますが、オミクロン株の感染力が非常に強いことを踏まえ、本県での感染拡大を抑え込むため、以下の取組に、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### <まん延防止等重点措置の期間延長に伴う感染拡大防止集中対策への協力等>

- ◎ 別紙「山口県まん延防止等重点措置の期間延長に伴う感染拡大防止集中対策」にご協力いただきますようお願いいたします。
- ◎ 無症状でも感染不安を感じる方は、市町などが窓口となっている集中PCR検査や県が指定する身近な薬局を活用し、PCR検査又は抗原定性検査を受検してください。

### <ワクチン接種の検討>

- ◎ ワクチン接種は発病と重症化を予防しますので、ワクチンの効果と副反応等のリスクを理解し、接種をご検討ください。
- ◎ ワクチン接種後も、基本的な感染予防対策を徹底し、「うつさない」「うつらない」行動をお願いいたします。

### <感染された方等への差別・偏見の防止>

- ◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ ワクチンを接種していない方及び接種できない方に対しても同様に、誹謗中傷や差別等を絶対にしないようお願いいたします。
- ◎ 公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いいたします。

令和4年1月26日

山口県知事 村岡 嗣 政

# 山口県まん延防止等重点措置の期間延長に伴う 感染拡大防止集中対策

令和4年1月26日

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、全国的に、オミクロン株による感染者の急増に歯止めがかかっておらず、近隣県からの影響が本県に及ぶことも懸念されるとともに、県内各地に感染が拡がり、医療提供体制への負荷が高まりつつあることから、本県に適用されているまん延防止等重点措置の期間を延長するよう、1月24日に国へ要請した。

昨日、国において、本県への適用期間が延長されたことを踏まえ、まん延防止等重点措置の区域を県内全域とするなど、現在実施している集中対策の内容を一部変更するとともに、実施期間を延長する。

## 2 集中対策の期間

2月1日(火)～2月20日(日)

## 3 まん延防止等重点措置の区域

県内全域

## 4 感染拡大防止対策

### (1) 県民・事業者への要請

#### 1) 外出・移動に係る留意事項(法第24条9項)

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛
  - 県外との往来は、通勤、通学、通院、受験、就職活動等やむを得ないものを除き、極力控えること
- ※対象者全員検査・ワクチン検査パッケージの適用による緩和は行わない。

#### 2) 感染予防対策の徹底(法第24条9項)

- 「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「定期的な換気」など、基本的な感染予防対策を徹底
  - 会食は、4人以下とすること
- ※対象者全員検査・ワクチン検査パッケージの適用による緩和は行わない。
- 飲食店等に営業時間の変更を要請した時間以降、その利用を自粛すること
  - 外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用するとともに、食事の合間の会話の際にはマスクを着用するなど、飲食店等から求められる感染防止対策へ協力

- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談
- 無症状でも感染不安を感じる方は、市町などが窓口となっている集中PCR検査や県が指定する身近な薬局を活用し、PCR検査又は抗原定性検査を受検すること

### 3) 事業者における感染防止対策の強化(法第24条9項)

- 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底
- 特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底
- 県外往来は、業務上やむを得ないものを除き、極力控えること  
※対象者全員検査・ワクチン検査パッケージの適用による緩和は行わない。
- 在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。  
また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底
- 県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、県民の日常生活に支障のないよう、感染防止対策を徹底し、分散勤務や在宅勤務などにより、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多くなった場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう努めること

### 4) 飲食店等への要請(法第31条の6第1項等)

- 飲食店等の営業時間の短縮・酒類の提供停止、又は、休業  
2/1(火)~20(日)の間、テイクアウト等を除く飲食店等に対し、以下のとおり営業時間の短縮等を要請するとともに、夜間の見回りを実施  
ア 「やまぐち安心飲食店」(認証店)  
事業者が下記の①か②を選択
  - ① 5時~21時までに短縮(酒類の提供は11時~20時)  
協力金:売上高に応じて2.5~7.5万円/日
  - ② 5時~20時までに短縮(酒類の提供不可)  
協力金:売上高に応じて3~10万円/日
- イ 認証店以外の飲食店等  
5時~20時までに短縮(酒類の提供不可)  
協力金:売上高に応じて3~10万円/日
- 4人以下の会食となるようにすること  
※対象者全員検査・ワクチン検査パッケージの適用による緩和は行わない。

## 5) 集客施設等(1,000㎡超)への要請(法第31条の6第1項)

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条1項の施設(別紙参照)に対し、混雑時の入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染防止に効果のある措置を要請

## (2) 学校における感染防止対策

- 衛生管理マニュアルに定められた地域の感染レベル3相当の感染防止対策の徹底
- 部活動は、公式大会やコンクール等を除き、原則、校内のみの活動
- 高等学校などの生徒・教職員等が公式大会やコンクール等に参加する際は、随時のPCR検査を実施

## (3) 社会福祉施設における感染防止対策

- 施設等での感染防止対策を改めて徹底するとともに、重症化リスクの高い入所系施設等に対し、定期的な検査を実施
- 感染スピードの早いオミクロン株の特性を踏まえた的確な初動対応等が促進されるよう、施設職員向けの研修用動画を作成

## (4) イベント等の開催

- 県内開催のイベント等の参加人数の上限を2万人に制限
  - ※参加人数が5千人超のイベント等を開催する場合は、感染防止安全計画を作成し、県に事前の確認をすること
  - ※対象者全員検査・ワクチン検査パッケージの適用による緩和は行わない。

## (5) 県有施設の利用制限

- 県有施設は、所在市町からの要請等に応じて、個別に対応

【別紙】

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条1項の施設

施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場, 観覧場, 演芸場, 映画館 等	<p>【1,000 m<sup>3</sup>超】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul>
集会・展示施設	集会場又は公会堂, 展示場, 葬儀場 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設等	体育館, スケート場, 水泳場, 屋内テニス場, 柔剣道場, ボウリング場, テーマパーク, 遊園地, 野球場, ゴルフ場, 陸上競技場, 屋外テニス場, ゴルフ練習場, バッティング練習場, スポーツジム, ホットヨガ, ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館, 美術館, 図書館 等	
商業施設	大規模小売店, 百貨店, ショッピングセンター 等	
遊技施設	マージャン店, パチンコ店, ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店, 射的場, 勝馬投票券販売所, ネットカフェ, マンガ喫茶 等	
サービス業	スーパー銭湯, ネイルサロン, エステサロン, リラクゼーション, 理美容店, 質屋, 貸衣装屋 等	

# 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について

令和4年1月26日  
山口県新型コロナウイルス  
感染症対策本部  
(危機管理チーム)

新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置について、1月19日に、1月21日以降については、13都県（群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県）を区域に加え、1月21日から2月13日までを期間とすることが決定された。また、1月25日に、1月27日以降については、18道府県（北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県）を区域に加え、1月27日から2月20日までを期間にするとともに、3県（広島県、山口県及び沖縄県）について2月20日まで期間を延長することが決定された。

本県においては、まん延防止等重点措置の期間延長を踏まえ、国や市町等との連携・協力の下、まん延防止等重点措置等を着実に実施する。

## 1 都道府県に求められる措置等の概要

1月19日のまん延防止等重点措置区域の追加等に伴い、国の基本的対処方針が変更された。

<まん延防止等重点措置の区域及び期間>

区 域	期 間
広島県、山口県、沖縄県	1月 9日～2月20日
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県	1月21日～2月13日
北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県	1月27日～2月20日

## 【国の基本的対処方針等による主な取組(重点措置区域)】

- 重点措置を講じるべき区域（以下「措置区域」という。）において、特措法第31条の6第1項等に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮や酒類の提供を行わないこと等の要請を行うこと。その際、命令、過料の手續きに関しては、要請に応じている店舗との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図ること。

特措法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請を行うこと。認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）

要請に当たっては、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うこと。また、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。

- 地域の感染状況等に応じて、特措法第31条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」等、特措法施行令第5条の5に規定する各措置について事業者に対して要請を行うこと。
- イベント等について、特措法第24条第9項に基づき、以下を目安とする規模要件等を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。
  - ・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限20,000人かつ収容率の上限を100%とする。対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）
  - ・ それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%（大声あり）・100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府

県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表する。

- 措置区域において、特措法第31条の6第2項に基づき、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。
- 措置区域において、特措法第24条第9項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すこと。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とすること。（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）
- 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い等の手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、「10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うこと。
- 特措法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

## 2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

### (1) 県民への協力要請

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は自粛するよう要請。
- 県外との往来は、通勤、通学、通院、受験、就職活動等やむを得ないものを除き、極力控えるよう要請。



- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、マスクの着用やまめな手洗い・手指消毒、共用部分の消毒、定期的な換気など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策を徹底するよう要請。
- 外出の際には、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守している施設等を利用するとともに、外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用し、飲食店から求められる感染防止対策に協力するよう要請。
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

## (2) 事業者・関係団体への協力要請

- 県外往来は、業務上やむを得ないものを除き、極力控えるよう要請。
- 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と経済社会活動の維持との両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策を実践。
- 飲食店の感染防止対策を県が定める基準により認証する、やまぐち安心飲食店認証制度を活用した感染防止対策を強化。
- 飲食店等でクラスター（集団感染）が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮の要請等の対策を検討。

### (3) 学校等の対応

#### ア 公立学校（幼小中高特）

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

#### イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

#### ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、各地域の実情に応じて、開所を継続。

### (4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。

また、本県の感染状況について、レベル3への移行が見込まれる場合は、県有施設の休館や県主催イベントの中止又は延期等を検討。

<イベント開催制限等>※国事務連絡より抜粋

		感染防止安全計画策定	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外 の区域	人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
	収容率	100%	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置 地域	人数上限	20,000人 (対象者全員検査により、 収容定員まで参加)	5,000人
	収容率	100%	大声なし：100% 大声あり：50%

※安全計画策定は参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用  
(重点措置区域においては5,000人超)

※安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

※「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする

※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)

※県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことや、ワクチン・検査パッケージ制度を適用することも可能

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 5,000人超かつ収容率50%超(重点措置区域においては5,000人超)のイベントの感染防止安全計画の確認に対応。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについて、イベント主催者等が、県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成・公表・保管するよう周知。

(5) 医療提供体制のひっ迫状況や感染状況の継続的な監視等

- 県内の医療提供体制のひっ迫状況や感染状況を把握するため、分科会が示した指標及び、県が独自設定した指標により、継続的にモニタリングを実施。
- 専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」の意見等を踏まえ、感染状況のレベル(0～4の5段階)を総合的に判断。

<感染状況のレベル（国分科会）>

レベル0	新規感染者数ゼロを維持できている状況
レベル1	一般医療とコロナ医療の両立ができている状況
レベル2	医療の負荷が生じはじめている状況
レベル3	一般医療を相当程度制限しなければ対応できない状況
レベル4	一般医療を大きく制限しても対応できない状況

<モニタリング指標>

指 標		レベル2	レベル3	レベル4
医療提供体制	①確保病床使用率	20%以上	50%以上	100%超
	②重症病床使用率	20%以上	50%以上	100%超
	③3週間後に必要とされる病床数（推計値）	—	確保病床数以上	—
	④療養者数	320人以上	800人以上	1400人以上
感染状況	⑤直近1週間の新規感染者数	204人以上	340人以上	—
	⑥直近1週間のPCR検査等陽性率	5%以上	10%以上	—
	⑦直近1週間の感染経路不明な者の割合	50%以上	50%以上	—

## (6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けることがないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

## 3 感染拡大に備えた対応

### (1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備。
- 全ての新規陽性者に対する変異株スクリーニング検査など、変異株に対する監視体制を強化。

### (2) 医療提供体制の拡充

- 全ての患者が症状に応じ、病院での入院や宿泊療養施設での療養ができるよう、受入体制を確保。
- 想定を超える感染爆発が発生した場合における緊急時用病床の運用、臨時の医療施設の開設。
- 症状に応じて自宅療養となる方に対する健康管理や生活支援の体制の確保。

### (3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

### (4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。

### (5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、感染対策の切り札として期待の高いワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることがないように、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

### (6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

### (7) ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査の活用

- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等においても、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を継続できるよう、ワクチ

ン・検査パッケージ制度や対象者全員検査を活用。ただし、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、ワクチン・検査パッケージ制度や対象者全員検査を適用せず、強い行動制限を要請。

- 感染拡大の傾向が見られる場合には、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の県民に対し、検査受検を要請するとともに、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査の検査体制を活用し、検査を実施。